

安全保障理事会決議 2063 (2012)

2012年7月31日、安全保障理事会第6819回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンにおける情勢に関する安保理の従前の全ての諸決議および議長諸声明を再確認しまたこれらの全面的な遵守の重要性を強調し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する安保理の強い公約およびスーダンにおける様々な課題に取り組むことを支援するため、その主権を十分に尊重して、スーダン政府と共に活動する安保理の決意を再確認し

国際紛争の平和的解決、善隣、不干渉および同地域における国家間の協力関係の諸原則の重要性を想起し、

国際連合の世界サミットの成果文書の関連規定で、特に、再確認した、武力紛争下の文民の保護に関する安保理の従前の諸決議 1674 (2006) と 1894 (2009)、子どもと武力紛争に関する 1612 (2005)、1882 (2009) と 1998 (2011)、人道および国際連合要員の保護に関する 1502 (2003) 並びに女性、平和および安全並びに子どもと武力紛争に関する 1325 (2000) と関連諸決議もまた想起し、

正義無しの平和はあり得ないことを再確認しているまたダルフールで犯された罪に対する刑事責任の免除を終わらせそして裁判を確保することに対し安保理が持つ重要性を想起している安保理諸決議を想起し、スーダン政府により任命されたダルフール特別検察官の活動において今までになされた進展が欠けていることに懸念を表明し、また新しい特別検察官の任命に留意し、

アフリカにおける難民問題の特定の側面を規定するアフリカ統一機構の 1969 年条約、並びにアフリカにおける国内避難民に対する保護と援助に関する 2009 年 10 月 29 日のアフリカ連合条約に加えて、1951 年 7 月 28 日の難民の地位に関する条約および 1966 年 12 月 16 日の同追加議定書を念頭に置き、

勧告を含む、2011 年 7 月 5 日付けのスーダンにおける子どもと武力紛争に関する報告書(S/2011/413)を想起し、

アフリカ連合 (AU) – 国際連合ダルフール和平プロセスにおいて前に進む重要な一步としてのドーハ・ダルフール和平文書 (DDPD) を歓迎し、和平プロセスを支援する安保理の強い公約と決意を表明し、当初の進展を歓迎するが DDPD の履行における重大な遅滞を憂慮し、スーダン政府および解放と正義運動に対し、ダルフールの人々のために本当の利益を提供するために DDPD の履行を加速することを促し、また国際社会に対し、これに関連した署名者を支援することを奨励し、幾つかの武装集団がこのプロセスに加わることを拒否しそして DDPD の履行を妨害しているという事実もまた憂慮しそして彼等に対しこのプロセスを支持することを強く促し、力づくでのスーダン政府の転覆を目的とする何

らかの武装集団によるあらゆる行動を非難し、またスーダン政府およびスーダン解放軍アブデル・ワヒド派（SLM/AW）、スーダン解放軍ミニ・ミナウィ派（SLA/MM）並びに正義と平等運動（JEM）を含む全ての武装集団に対し、DDPDに基づいた包括的な平和的解決に到達するあらゆる努力を行い、そして更なる遅滞または前提条件なしに恒久的な停戦に合意することを強く促し、

国際の平和および安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任を害することなしに、アフリカ、とりわけスーダンにおける平和および安全の維持に関して、国連憲章第8章に一致して、国際連合とAUとの間の協力関係の重要性を強調し、また、とりわけ、ダルフルールにおける平和、正義および和解に関する課題に、網羅的且つ包括的方法で対処する、ムベキ大統領の指揮のもとでUNAMIDと協力して活動するスーダンAUハイレベル履行パネルの取組を歓迎し、

UNAMIDに関する7月16日の事務総長報告書（S/2012/548）を歓迎し、

平和維持活動の任務の有効性を高める目的で、平和維持活動の展開に対する厳格な戦略的対処方法を追求する安保理の必要性を強調し、UNAMIDによる憲章第7章のその職務権限の完全な履行を奨励し、これに関連して、UNAMIDの職務権限の履行および国際連合憲章に従ったその平和維持要員の安全に対するあらゆる脅威を阻止するUNAMIDの重要性を強調し、また合意された水準まで軍事および警察の派遣部隊の作戦上の並びに自己維持の能力を引き上げる必要性に留意し、

最近数か月間におけるダルフルールの幾つかの地域における増加した暴力と不安定に、またスーダン政府と武装集団との間の対立に深い懸念を表明し、叛徒集団による攻撃およびスーダン政府による空爆、部族間の戦い、強盗および文民を脅かし続ける犯罪行為を含むそのような衝突、また脆弱な一般住民が居住する紛争地区への人道支援のアクセスを制限し続ける人道支援要員および平和維持要員に対する攻撃に深い懸念を表明し、その一方でUNAMIDの展開以来ダルフルールにおける治安状況が改善されてきたという事務総長の見解に留意し、全ての当事者に対し、文民に対して行われたあらゆる犯罪行為を含む敵対行為を停止し、また適用可能な国際人道法を含む国際法および人道支援の指導原則に従って妨害のない人道援助アクセスを緊急に促進することを求め、

困っている住民に対する人道支援援助の妨害のないアクセスと人道支援要員およびその支配下にある地区での彼等の活動の保護を確保し、並びにUNAMIDの職務権限の行使においてダルフルールでのあらゆる地区および何時でも妨害のない移動の自由をUNAMIDに保証するというドーハ・ダルフルール和平文書（DDPD）においてスーダン政府および解放と正義運動によりなされた約束を想起し、

事務総長が利用可能な数値によれば、最近数か月の新たな避難以上であった、IDPsと難民の彼らの村やもともとの場所への自発的帰還についての潜在的に奨励されている傾向を歓迎するが、新たな避難が発生し続けまた約200万人のIDPsと難民が引き続き避難しているという事実に深い懸念を表明し、幾らかの避難民は都市部に永住することを認識するが、帰還する地区の安全を確保する必要性を強調し、

スーダン政府とスーダン解放軍アブデル・ワヒド派（SLM/AW）、スーダン解放軍ミニ・ミナウィ派（SLA/MM）および正義と平等運動（JEM）との間の敵対行為に安保理の懸念を表明し、またダルフ

ールにおける紛争の軍事的解決はありえないことおよび包括的な政治的解決が平和の再確立のために不可欠であることをくり返し表明し、

ダルフル内の署名していない武装集団とダルフル以外の集団との間の報告された結びつきについて懸念を表明し、またそのような集団に対するあらゆる形態の直接または間接の外部支援を止めることを要求し、

ダルフルにおけるおよびダルフルに関する国際人権法および国際人道法のあらゆる違反に対する安保理の非難をくり返し表明し、全ての当事者に対し、国際人権法および人道法の下での彼らの義務を遵守することを求め、そのような犯罪の行為者を訴追する必要性を強調し、またスーダン政府に対し、この点での同国の義務を遵守することを促し、

スーダン全体並びに同地域の安定に関するダルフルでの現行の暴力の否定的影響についての安保理の懸念を再確認し、スーダンとチャドとの改善された関係並びに国境に沿った合同指揮の下での中央アフリカ共和国(CAR)からの部隊を含む、合同部隊の展開を歓迎し、またスーダン、チャドおよび CAR に対し、ダルフルおよびより広い地域における平和と安定を達成するために協力することを継続することを奨励し、

スーダンにおける事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

1. 決議 1769 (2007) に定められた UNAMID の職務権限を 2013 年 7 月 31 日まで更に 12 か月の間延長することを決定する。

2. UNAMID の制服要員を、安全に対する脅威が最も高いダルフルの地区に集中して再構成するという、アフリカ連合と協議して行われた、事務総長の再検討の結論に留意し、事務総長に対し、4 月 17 日の彼の報告書 (S/2012/231) の第 69 項から 81 項にまた 7 月 16 日の彼の報告書 (S/2012/548) の第 80 項に定められた、再検討の結果を実施することを求め、それ故 12 か月から 18 か月の期間を通して、UNAMID が最大 16,200 名の軍事要員、2,310 名の警察要員および各々最大 140 名の編成された 17 の警察部隊で構成されるものとするように、UNAMID の制服要員が再構成されることを決定する。

3. (a) 任務全体の早期警戒戦略の履行そして、紛争の危険の高い地区における活動前の軍の展開また、警察官のパトロールを増やして、IDP キャンプ、隣接地区および帰還地区の安全を確保すること、そして IDP キャンプと帰還地区のためのコミュニティの治安を維持することの展開と訓練を支援することを通したものを含む、ダルフル中の文民の保護 (b) ダルフル全体の人道援助の妨害のない提供を促進するため、安全、時宜を得た且つ支障のない人道支援アクセスおよび人道支援要員並びに人道支援活動の安全を確保すること、に対する利用可能な能力と資源の使用についての決定において優先権を与えつつ、UNAMID にその職務権限と能力を十分に利用させる必要性を強調し、また UNAMID に対し、これらの目的の達成のために、その任務全体の包括的戦略の履行において、国際連合国別現地チームおよび他の国際的並びに非政府関係者と協力して、その能力の使用を最大限度にするを要請する。

4. スーダン政府の主要な責任を害することなく、文民を保護するその中心的な任務を提供した UNAMID 自身の要員と人道支援活動者の移動の自由と安全を確保する、決議 1769 に示された UNAMID の第 7 章の職務権限を強調し、UNAMID に対し、自身および自らの職務権限に対するあらゆる脅威を阻止することを促し、派遣部隊が UNAMID の職務権限を遂行できるように適切に準備されそして効果的に装備されることを確保することが重要であるという事務総長報告書における見解に留意する。

5. AU 枠組およびダルフール和平プロセスの国連ファシリテーション並びに下記第 6、7 および 8 項に従ってこの枠組を支援する、国際連合国別現地チームと協議した UNAMID の取組に対して与えられた優先権を歓迎し、またこの点に関して AU スーダンハイレベル履行パネルの取組を歓迎する。

6. スーダン政府と解放と正義運動 (LJM) に対し、DDPD に従った署名当事者によるその設立を歓迎している、ダルフール地域当局 (DRA)、国内人権委員会およびダルフール特別検察官事務所が、その職務権限を遂行する資源が与えられまた権限が付与されていることを確保することを含む、DDPD を完全に履行することを求め、署名していない武装集団が DDPD の履行を妨害することを控えることを要求し、また UNAMID に対し、動員解除、武装解除および社会復帰に関する国際連合国別現地チームと密接に活動すること並びに警察、司法および矯正部門の能力を構築することにより、DDPD の履行を支援することを要請し、そして UNAMID と国際連合国別現地チームに対し、労働の明確な割り振りを基礎としたダルフール合同評価ミッションを考慮しつつ、DDPD に対する国際連合全体の支援のための統合戦略枠組を策定することを要請し、また事務総長に対し、彼の次の 90 日報告書で安保理に対しこの枠組について提示することを要請する。

7. とりわけ全ての署名していない武装集団を含む、紛争の全ての当事者が、同地域に安定および永続的平和をもたらすため、ドーハ・ダルフール和平文書 (DDPD) を基礎とした、恒久的停戦および包括的な平和的解決に到達するためのあらゆる努力をするために、直ちに且つ前提条件なしに関与することを要求する。

8. 報いの恐れなしにその見解を行使することができるような、女性を含む参加者の市民的および政治的権利を尊重する環境で行われるダルフールを根拠地とする国内対話、そして開かれた協議を可能にする言論および集会の自由、また参加者と UNAMID の移動の自由やダルフール住民内の調和のとれた参加並びに嫌がらせ、恣意的な逮捕および脅迫からの自由そして政府または武装集団による干渉からの自由、に対する安保理の支援を再確認し、またスーダン政府と武装集団に対し、前述の対話の実施に必要な環境を確保することを求め、そして UNAMID に対し、前述の対話の策定を支援し且つ監視することを要請し、また事務総長に対し、下記第 12 項で言及した、彼の定期報告書で、なんらかの治安上の事件、脅威、参加者の自由に対する違反または干渉の事例を報告することを要請する。DDPD の署名者に対し、国内の対話プロセスの結果に注意を払うこととそのようなプロセスを通して表明された人々の必要物や欠乏品に対して DDPD 履行の文脈で対応することを求める。

9. UNAMID の部隊および警察提供国を賞賛した、UNAMID に対するあらゆる攻撃を強く非難

しそして、UNAMID に対する何らかの攻撃若しくは攻撃の脅威は受け入れられないことを強調し、またそのような攻撃の再発がないことを要求し、UNAMID 要員の安全を強める必要性並びに平和維持要員を攻撃した者への刑事責任の免除を終わらせることの必要性を強調し、またこれに関連してスーダン政府に対し、そのような犯罪の行為者を訴追するため最善を尽くすことを促す。

10. 三者調整機構の信頼に足る活動を賞賛するが、とりわけ最近の紛争地区に対する UNAMID の移動および活動に対するスーダン政府により設けられた増加している規制と官僚的な障害に深い懸念を表明し、またダルフルールにおける全ての当事者に対し、UNAMID の安全および移動の自由を確保することを含むその職務権限の完全且つ適切な発揮に対するあらゆる障害を取り除くことを求め、またこれに関連して、スーダン政府が、とりわけ巡視隊員の移動、飛行および航空機の許可、UNAMID の航空機用資産に対するあらゆる障害の除去および UNAMID 要員に対する時宜を得た査証の発給に関する、部隊の地位協定を完全且つ遅滞なく遵守することを要求し、そして使節団の職務権限を履行する使節団の能力を損なう重大な脅威となる、そのような査証の発給の遅れが続いていることを憂慮し、またスーダン政府が SOFA の下での UNAMID 要員の権利を尊重することを要求する。

11. UNAMID が全てのダルフルールの利害関係者と自由に意思疎通ができるように、部隊の地位協定の規定に一致した、それ自身の無線送信機の免許を UNAMID が与えられるという安保理の要求をくり返し表明する。

12. 事務総長に対して、軍および警察の派遣部隊の活動や自己維持の能力を含む、UNAMID の職務権限の履行における進展並びに政治的経過、IDP 集結地や難民キャンプにおけるものを含む治安および人道的状況、本決議の規定に関したあらゆる当事者の行動、人権、国際人道法と国際人権法の違反、早期回復に関する進展並びに UNAMID の移動の自由に対する全ての規制と官僚的な障害について、90 日毎に安保理に報告することを継続することを要請し、また事務総長に対し、アフリカ連合との協議の後に、彼の次の 90 日報告書で、UNAMID に対する更新された達成条件と指標を提出することまたその後の 90 日毎の安保理に対する彼の定期報告書に、UNAMID の職務権限を履行することにおいて UNAMID により行われた進展および UNAMID とのスーダン政府と武装集団の協力並びに全ての当事者の国際的義務の遵守を安保理が評価できるように、これらの達成条件の成취に向けた進展とそれに対する障害の評価を含めることを要請する。

13. ダルフルールにおける全ての紛争当事者が、直ちに文民、平和維持隊員および人道支援要員に対する暴力、攻撃を終わらせ、そして国際人権法および人道法の下での彼らの義務を遵守することを要求しまた、この文脈において、国際人道法および人権法の重大な違反に対する安保理の非難を確認しそして、敵対行為の即時停止と全ての当事者が持続的且つ恒久的な停戦に言質を与えることを求めまた、UNAMID が平和に向けた当事者の十分且つ建設的な努力を損なう暴力の主要な実例について報告する必要性を強調する。

14. ダルフルールにおける包括的な人道状況が悪化していないことに留意する一方で、それが改善されていないという事実および続いている人道支援組織に対する脅威並びに増加している危険、人道支援活動家に対する攻撃、紛争当事者によるアクセスの拒否およびスーダン政府により課せられている官僚的

な障害から生ずるダルフールにおける人道的アクセスに関する増加する制限に安保理の重大な懸念を表明し、人道支援組織に対する時宜を得た査証と旅行許可の発行に関するものを含む、ダルフールにおける人道支援活動の促進に関するスーダン政府と国際連合との間のコミュニケの全面的な履行を求め、また、スーダン政府、全ての民兵、武装集団並びに他の全ての利害関係者が、人道支援組織と救援要員の完全、安全そして妨害のないアクセスと困っている住民に対する人道援助の提供を確保することを要求した人道援助の提供において慈愛、中立、不偏および独立の諸原則を是認する重要性を強調する。

15. 恣意的な逮捕や拘留を含む、ダルフールにおけるおよびダルフールに関する人権侵害を非難し、市民社会メンバーと IDPs を含むそのように拘留された全ての者の状況について深い懸念を表明し、またそのような事例を監視する現行職務権限内の UNAMID の能力と他の関連組織の能力を確保する重要性を強調しそして、スーダン政府に対し、ダルフールにおける緊急事態を撤廃するその公約を遂行すること、全ての政治犯を釈放すること、自由な表現を認めることおよび行った者が誰であれ国際人権法および人道法の重大な違反に対する責任を確保するため効果的な取組を行うことを含む、同政府の義務を十分に尊重することを求め、また人権を促進するために活動し、虐待や違反に当局の注意を向ける UNAMID の重要性を強調し、そして事務総長に対し、本決議で特定されたあらゆる人権問題について安全保障理事会への彼の定期報告書において報告を提供することおよび安全保障理事会に甚だしい違反を直ちに報告することを要請する。

16. スーダンの一つの地区の紛争が、スーダンの他の地区およびより広範な地域に影響を及ぼすことに留意し、そして UNAMID、国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) および国際連合南スーダン使節団 (UNMISS) を含む同地域における国際連合使節団内の緊密な調整を促し、また事務総長に対し、効果的な使節団間の協力を確保することを要請する。

17. 神の抵抗軍の地域的脅威に関する決議 2057 (2012) の第 19 項に含まれた要請に留意し、また UNAMID に対し、既存の能力の範囲内とその職務権限に一致して、これに関して協力した情報を共有することを奨励する。

18. 難民および国内避難民のための品位のある且つ安定した解決を達成すること並びにこれらの解決の立案と管理に彼らが十分に参加することを確保する重要性を強調し、ダルフールにおける紛争の全ての当事者が、難民および国内避難民の自発的、通知された、安全、品位のあるそして持続的帰還若しくは彼らの地方への再統合を許すことに資する条件を創設することを要求し、事務総長が利用可能な数値によれば、最近数か月の新たな避難以上であった、IDPs や難民が彼らの村やもとの場所への自発的帰還について潜在的に奨励する傾向を歓迎するが、新たな移送が発生し続けた約 200 万人の IDPs と難民が引き続き避難しているという事実に深い懸念を表明し、これらの帰還が本質的に自発的であり且つ通知されたものの範囲を検証する合同検証メカニズムの重要性を強調しまたその効果性と独立性を損なう幾つかの官僚的な障害について深い懸念を表明する。

19. 安全および移動の自由は、ダルフールにおける復旧イニシアティブと常態への復帰を大きく促進することに留意し、ダルフールにおける早期の復旧の取組が適切な場合には、それが重要であることを強調し、またこの点で、UNAMID に対し、その現行の職務権限内で、特に地域の安全の提供を通し

て、ダルフルールにおける復旧と復興に関する、国際連合国別現地チームと専門的な機関の活動を助長することを奨励し、全ての当事者に対し、妨害のないアクセスを提供することそしてスーダン政府に対し、全てのアクセスの制限を撤廃すること、ダルフルールの危機の根本原因を解決し、早期の復旧活動への投資を増やすために活動することを求める。

20. 執拗な地域的紛争、増加する犯罪行為および暴力並びに文民に対するその効果について深い懸念を表明するが、この文脈での、部族間衝突の減少に留意し、また全ての当事者に対し、そのような衝突を終わらせまた和解を追求することを求めそして、武器、とりわけ小型武器の拡散について深い懸念を表明し、また、これに関連して、UNAMID に対し、地域紛争解決制度を支援し続けることを要請し、またダルフルールにおける共同体と武力集団との間の地域的な仲介と和解を実施する合同主要仲介者に権限を付与しそして、UNAMID に対し、決議 1769 第 9 項に定められたその職務権限に従って何らかの武器または関連物資がダルフルールに存在しているか否かを監視すること、またこの文脈で、彼らの任務を促進するため決議 1591 (2005) により設置された専門家パネルと協力し続けることを、さらに要請する。

21. 紛争の当事者が、直ちに、女性と子どもを含む文民を、決議 1820 (2008) に一致して、あらゆる形態の性的暴力から保護するため適切な措置を講じることを要求し、また UNAMID に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力に関して報告すること並びに性的およびジェンダーに基づく暴力の排除に向けた進展を評価することを要請し、そして更に性的およびジェンダーに基づく暴力からの女性と子どもの保護を、上記第 3 項で特定された任務全体の文民保護戦略の一部として含むことの必要性を強調し、また事務総長に対し、諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) そして 1960 (2010) の関連規定が、女性保護アドバイザーの任命を通しての女性の参加を支援することを含んで、UNAMID により履行されることを確保することおよびこのことに関する情報を安保理への彼の報告に含むことを要請する。

22. 事務総長に対し、(a)上記第 12 項に言及された報告書の一部として、児童保護関係者との緊密な協議を含んで子どもの状況についての継続した監視と報告、および(b)子ども兵士の勧誘と使用並びに子どもに対する国際人道法および国際人権法の他の違反を終わらせる時間を限った行動計画の策定と履行に向けた紛争当事者との継続した対話、を確保することを要請する。

23. 事務総長に対し、関連する安全保障理事会諸決議の下での使節団の職務権限に一致した UNAMID の活動の概念および交戦規則を定期的に再検討し且つ更新すること、および上記第 12 項に言及された報告書の一部として、安全保障理事会および部隊提供諸国にこのことについて報告することを要請する。

24. この問題に引き続き取り組むことを決定する。